

第5回組織再編部会における主な御意見 (指針の周知に関連する事項)

- ・ 一般の労働者には、事業譲渡における労働契約の承継と言われても、その意味自体が難しいが、事業者向けの案内と共に、一般の労働者がそれを見ればわかるような周知を段階的にでも図っていただきたい。
- ・ 管財人による労働組合等及び個々の労働者に対する情報提供に関して、事業譲渡等指針や労働契約承継法指針を具体的にどのように参考にするかは、パンフレット等でわかるように周知するのが望ましい。
- ・ 企業価値担保権に関する正確な制度理解が進むように周知をしっかりと進めていただきたい。勤め先の企業が企業価値担保権を使うことになっても、通知や協議が義務づけられていない中で、そのことを知る契機が法的には保障されておらず、特に課題が生じる担保権実行時に労働者や労働組合が適切に請求等を行い得るかは懸念がある。実効性が確保されるよう関係者への周知を徹底いただきたい。
- ・ 管財人は使用者として労働関係法令の遵守が求められることや、その違反が生じた際には労働者や労働組合が適切に権利行使できるよう、必要な環境整備について金融庁と連携して取組を進めていただきたい。
- ・ 個々の労働者による権利行使の内容として、紛争解決手続が利用できることなども含まれうるところ、これまでの議論でも、裁判を通じて指針を遵守させることに実効性を持たせるという話もあったので、この点が管財人による情報提供の内容に含まれうることを指針あるいはパンフレットに盛り込むことを検討いただきたい。
- ・ ヒアリングでは、労使での話し合いが非常に効果的だった事例もあったため、労使をはじめ関係者の取り組みを促すような担保権設定時も含めた好事例の紹介等に関して工夫をいただきたい。
- ・ 実行時に労働契約も含め総財産が一体換価されることや、管財人は裁判所に監督され善管注意義務を負うことなど、企業価値担保権は労働者を保護する仕

組みになっていることを知ってもらう必要がある。制度に対する正しい理解が進むよう、金融機関や管財人に対しても周知を徹底することは大変重要。

- 企業価値担保制度には労働者保護に資する仕組みが多く組み込まれており、一体換価による雇用維持等、他の担保権と比較しても労働者保護に資する制度。スポンサーのなり手を減らすことがないよう、過度なルール、画一的なルールを設けるのではなく、個別の事情を踏まえた対応が可能となるようにすることが重要。これからの制度なので、パンフレット等で良い事例の周知に取り組んでいただきたい。
- 管財人による労働組合等及び個々の労働者に対する情報提供の内容について、具体的に示した方がよいのではないか。